

福井県報

第 410 号
令和 8 年
7月21日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 指定納付受託者の住所の変更（369・定住促進課）……………1
- 指定公金事務取扱者の指定（370、371・インバウンド交流課）……………1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定（372・地域福祉課）……………2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更（373・同）……………2
- 生活保護法の規定による指定医療機関の廃止（374・同）……………3
- 生活保護法の規定による指定医療機関の休止（375・同）……………3
- 道路の供用の開始（376・道路保全課）……………3
- 道路の区域の変更（377～380・同）……………4

公 告

- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の予定の通知（森づくり課）……………5
- 土地改良区の役員の退任（奥越農林総合事務所）……………5
- 土地改良区の役員の就任（同）……………5
- 土地改良区の役員の退任（丹南農林総合事務所）……………6
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出（3件・商業・市場開拓課）……………6

告 示

福井県告示369号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定による指定納付受託者の住所変更に係る届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者の住所
変更前 東京都品川区上大崎3丁目1番1号
変更後 東京都港区北青山2丁目14番4号
- 3 変更日
令和8年7月21日

福井県告示第370号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、令和8年度外国人観光客誘致拡大事業（バス助成）業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社H Y T
大阪府大阪市北区堂島2丁目2-2 堂島永和ビルディング310号室
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出
令和8年度外国人観光客誘致拡大事業（バス助成）に係る助成金支払業務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年6月15日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年6月30日

福井県告示第371号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、令和8年度旅行商品開発サポート事業（国外）業務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定公金事務取扱者の名称および住所

株式会社H Y T

大阪府大阪市北区堂島2丁目2-22堂島永和ビルディング310号室

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る支出

令和8年度旅行商品開発サポート事業（国外）に係る助成金支払業務

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年6月15日

4 指定公金事務取扱者に委託をした日

令和8年6月30日

福井県告示第372号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R 8. 4. 1	医療法人うみとそら なつ内科・往診クリニック	敦賀市中央町1丁目3-30
R 8. 6. 1	川上医院	敦賀市松島町29番15号
R 8. 4. 1	わきた歯科クリニック	越前市沢町120
R 8. 5. 1	さくら薬局 坂井丸岡店	坂井市丸岡町羽崎32-7-4
R 8. 5. 1	コーナン薬局	鯖江市鳥羽2丁目6-10
R 8. 7. 1	クスリのアオキ三国東薬局	坂井市三国町三国東四丁目1番38号

福井県告示第373号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R 8. 4. 6	管理者変更	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央1丁目2-34
R 8. 4. 1	管理者変更	藤田記念病院附属大野診療所	大野市南新在家14-40
R 8. 4. 3	管理者変更	おおい町保健・医療・福祉総合施設 診療所	大飯郡おおい町本郷92-51-1
R 8. 5. 7	管理者変更	スギ薬局 武生南店	越前市妙法寺町434番地

R 8. 4. 6	管理者変更	エンゼル調剤薬局大学前店	吉田郡永平寺町松岡御公領 9 0 2 番地
R 8. 4. 2 7	管理者変更	共創未来 東十郷薬局	坂井市坂井町長畑 2 5 - 3 - 1
R 8. 6. 1 8	管理者変更	クスリのアオキ鯖江丸山薬局	鯖江市丸山町 4 丁目 1 - 4 1
R 8. 6. 1 8	管理者変更	クスリのアオキ今宿薬局	越前市今宿町第 2 号 1 番地の 1
R 8. 6. 1 8	管理者変更	クスリのアオキ上太田薬局	越前市上太田町第 5 0 号 3 番地 1
R 8. 5. 7	管理者変更	エンゼル調剤薬局 織田店	丹生郡越前町織田 1 0 3 - 5 7 - 1
R 8. 6. 1 8	管理者変更	クスリのアオキ舟津薬局	鯖江市舟津町 4 丁目 1 3 - 1 7
R 8. 6. 8	管理者変更	鯖江らいふ薬局	鯖江市本町 4 丁目 1 - 2 5

福井県告示第 3 7 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 1 条の規定により指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

福井県知事 石田 嵩人

廃止日	医療機関名称	医療機関住所
R 8. 3. 3 1	サクラ薬局 鯖江店	鯖江市幸町 1 丁目 4 番 1 1 号
R 8. 4. 3 0	コーナン薬局	鯖江市鳥羽 2 丁目 6 - 1 0
R 8. 4. 3 0	さくら薬局坂井丸岡店	坂井市丸岡町羽崎 3 2 - 7 - 4

福井県告示第 3 7 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 1 条の規定により指定医療機関から休止の届出があったので、同法第 5 5 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

福井県知事 石田 嵩人

休止日	医療機関名称	医療機関住所
R 8. 5. 1 3	石畝歯科医院	勝山市元町 1 丁目 4 - 3 0

福井県告示第 3 7 6 号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、河川改修工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和 8 年 7 月 2 1 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	今庄杉津線	南条郡南越前町新道 1 9 字大橋下 3 番 1 地先から 南条郡南越前町新道 2 0 字村下 3 3 番まで	令和 8 年 7 月 2 1 日

福井県告示第 3 7 7 号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、河川改修工事の竣工に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和 8 年 7 月 2 1 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	今庄杉津線	新	南条郡南越前町新道 1 7 字片山 1 1 4 番から 南条郡南越前町新道 2 2 字七宝庵 1 1 0 番地先まで	6.0 ～ 19.1	122.4
		旧	南条郡南越前町新道 1 7 字片山 1 1 4 番から 南条郡南越前町新道 2 2 字七宝庵 1 1 0 番地先まで	6.0 ～ 19.1	122.4

福井県告示第 3 7 8 号

一般国道 4 1 7 号の下記区間において、旧道引継ぎのための条件工事等完了に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和 8 年 7 月 2 1 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	4 1 7 号	新	今立郡池田町田代 4 2 字田代 6 番から 今立郡池田町田代 3 5 字鷹巣谷 2 番 3 まで	8.2 ～ 54.2	3,590.0
		旧	今立郡池田町田代 4 2 字田代 6 番から 今立郡池田町田代 3 5 字鷹巣谷 2 番 3 まで	8.2 ～ 54.2	3,590.0
		旧	今立郡池田町田代 4 2 字田代 5 番から 今立郡池田町田代 3 5 字鷹巣谷 2 番 3 まで	3.0 ～ 10.0	4,350.0

福井県告示第 3 7 9 号

一般県道石田家久停車場線の下記区間において、道路改修工事の完了に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和 8 年 7 月 2 1 日から 2 0 日間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 2 1 日

福井県知事 石田 嵩人

道路種類	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	石田家久停車場線	新	越前市家久町 9 字二瀬川 4 1 番 1 から 越前市家久町 9 字二瀬川 4 0 番 1 1 まで	18.0 ～ 37.7	55.0

一般県道	石田家久停車場線	旧	越前市家久町9字二瀬川41番1から 越前市家久町9字二瀬川40番11まで	18.0 ～ 29.2	55.0
------	----------	---	---	-------------------	------

福井県告示第380号

一般国道417号の下記区間において、除雪基地に駐車場を増設するため、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和8年7月21日から20日間一般の縦覧に供する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	417号	新	今立郡池田町月ヶ瀬13字狭間10番から 今立郡池田町月ヶ瀬13字狭間10番まで	15.0 ～ 33.3	57.0
		旧	今立郡池田町月ヶ瀬13字狭間10番から 今立郡池田町月ヶ瀬13字狭間10番まで	9.5 ～ 33.3	57.0

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 所在の不明な者の氏名

牧川正博

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和8年5月26日福井県告示第296号による。

3 掲示場所

福井県庁および坂井市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、真名川土地改良区連合から役員の退任および就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 退任（令和8年6月10日）

役職	氏 名	住 所
理事	伊藤 久美男	大野市今井第28号1番地
〃	羽生 達夫	大野市猪島第32号1番地
〃	齊藤 康文	大野市友江第23号9番地
〃	佐々木 善市	大野市阿難祖地頭方第34号3番地
〃	北村 和彦	大野市開発第8号11番地
〃	羽生 孝友	大野市下据第32号2番地2
〃	山内 静雄	大野市御給第34号6番地
〃	川瀬 信幸	大野市稲郷第16号14番地
〃	前田 光雄	大野市木本第126号10番地
〃	猪野 則夫	大野市稲郷第47号12番地
監事	加藤 一幸	大野市西山第9号30番地
〃	加藤 正幸	大野市中保第8号22番地
〃	明石 和仁	大野市東山第4号16番地
〃	齊藤 政秀	大野市森山第24号49番地

2 就任（令和8年6月11日）

役職	氏 名	住 所
理事	伊藤 久美男	大野市今井第28号1番地
〃	羽生 達夫	大野市猪島第32号1番地
〃	齊藤 康文	大野市友江第23号9番地
〃	佐々木 善市	大野市阿難祖地頭方第34号3番地
〃	北村 和彦	大野市開発第8号11番地

〃 羽生 孝友 大野市下据第32号2番地2
 〃 山内 静雄 大野市御給第34号6番地
 〃 川瀬 信幸 大野市稲郷第16号14番地
 〃 前田 光雄 大野市木本第126号10番地
 〃 猪野 則夫 大野市稲郷第47号12番地
 監事 加藤 一幸 大野市西山第9号30番地
 〃 加藤 正幸 大野市中保第8号22番地
 〃 明石 和仁 大野市東山第4号16番地
 〃 齊藤 政秀 大野市森山第24号49番地

日野川用土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年6月30日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

役員名 氏 名 住 所

理 事 村上 一美 福井市杉谷町第26号25番地

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ファーマーズマーケットみどり館

越前市塚町17番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

越前たけふ農業協同組合

代表理事組合長 土本 俊三

越前市本多2丁目10番22号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)

ハニー塚町店

(変更後)

ファーマーズマーケットみどり館

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社東部プラザ

代表取締役 木村 常雄

福井市成和1丁目3210番地

(変更後)

越前たけふ農業協同組合

代表理事組合長 土本 俊三

越前市本多2丁目10番22号

4 変更の年月日

(1) 令和5年11月3日

(2) 令和2年7月31日

5 変更した理由

店舗の名称および小売業者を変更したため。

6 届出のあった日

令和8年6月25日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県越前市府中1丁目13番7号

越前市産業観光部産業政策課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ファーマーズマーケットみどり館
越前市塚町17番地1 ほか

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 1, 260㎡
(変更後) 1, 510㎡
- (2) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 84台
(変更後) 61台
- (3) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 35台
(変更後) 20台
- (4) 駐車場の出入口の数
(変更前) 2箇所
(変更後) 3箇所
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前7時から午後6時まで
(変更後) 午前5時から午後6時まで

3 変更した年月日

- (1)・(3)令和5年11月3日
(2)・(4)・(5)平成24年8月1日

4 変更した理由

- (1) 店内レイアウト変更（増床）のため。
(2) 北側県道の拡幅に伴う駐車台数の変更のため。
(3) 増床変更に伴い駐輪場位置変更および実態に即した台数としたため。
(4) 北側県道の拡幅に伴い国道8号交差点から離れた位置に出口を設置したため。
(5) 東部プラザ（ハニー）との業務提携に伴い荷さばき時間を早めたため。

5 届出のあった日

令和8年7月8日

6 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県越前市府中1丁目13番7号
越前市産業観光部産業政策課

7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

縦覧期間

公告の日から4月間

縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和8年7月21日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ホームセンターみつわ丸岡店
坂井市丸岡町吉政8字17 外6筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
(変更前)
株式会社ホームセンターみつわ
午前9時00分～午後9時00分
有限会社アクティブ
午前9時00分～午後9時00分
(変更後)
株式会社ホームセンターみつわ
午前6時30分～午後9時30分
有限会社アクティブ
午前9時00分～午後9時00分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)
午前8時30分～午後9時30分
(変更後)
午前6時00分～午後10時00分

3 変更した年月日

令和8年7月1日

4 変更した理由

顧客の利便性向上のため。

- | | |
|--|--|
| <p>5 届出のあった日
令和8年6月29日</p> <p>6 届出の縦覧場所</p> <p>(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> <p>(2) 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市産業政策部商工労政課</p> <p>7 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯</p> <p>縦覧期間
公告の日から4月間</p> <p>縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）</p> <p>8 意見書の提出先</p> <p>福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> | |
|--|--|